

市島地域市立小学校統合準備委員会
第16回 吉見・鴨庄・三輪地域部会 次第

日時：令和6年1月22日（月）
19時30分～

場所：ライフピアいちじま研修室

1 開 会

2 前回（第15回）会議録の確認

- ・資料1 前回会議録

3 報告・協議事項

（1）校歌歌詞・校章デザインの選考方法について

- ・資料2 校歌歌詞選考要領
- ・資料3 校章デザイン選考要領
- ・参考資料1 校歌歌詞・校章デザイン募集資料

（2）アフタースクール・通学支援について

- ・資料4 三輪小学校統合に係るアフタースクール・通学支援に係る
保護者説明会 質疑応答
- ・参考資料2 アフタースクールに係る方針（11/7開催の地域部会配布資料）
- ・参考資料3 通学支援について（11/7開催の地域部会配布資料）

（3）その他

- ・資料5 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 新旧対照表

4 次回日程

月 日
19時30分～ ライフピアいちじま研修室

5 閉 会

会議記録

令和5年12月12日

- 会議名 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会
第15回 吉見・鴨庄・三輪地域部会
- 日時 令和5年12月11日（月）19:30～20:35
- 場所 ライフピアいちじま 研修室
- 出席者 委員：坂谷 高義、木寺 章、由良 英樹、高見 忠寿、松本 和樹
吉井 公乃、宇佐美 大介、岸本 菜実
内田 順子、芦田 繁昭、田野 悟
（欠席委員：湊上 利美、高橋 麻美）
教育総務課：足立課長、塩見副課長、船越係長、河南
学校教育課：小森副課長

1 報告・協議事項

(1) 校歌作曲者について

前回部会で提案された足立知謙さんに校歌作曲をご依頼したところ、快諾いただけたことを事務局から報告した。

(2) 校名の選考について

「資料2 校名募集候補一覧」、「資料3 校名選考要領」について、事務局から冒頭に説明し、出席委員11名による投票が行われた。選考にあたって、事前に各委員に資料を配付し、校名に込められた想いや意味を確認いただいた。

募集期間：令和5年8月17日～令和5年11月16日まで

応募件数：332件

候補校名：145件

【第1次選考結果】※得票順

- ・No.1 「市島」
- ・No.5 「いちじま」
- ・No.3 「山東」
- ・No.26 「三ツ塚」
- ・No.7 「市島南」 他

出席委員の過半数の票を獲得した校名候補は上記下線No.1、No.3、No.5の3校名であった。最終選考に進む校名候補について委員で協議したところ、出席委員の過半数の票を獲得した上記3校名が最終選考の候補校名となった。最終選考に進む3校名について、校名に込められた想いや意味を再度熟読いただく時間をとり、最終選考が行われた。

【最終選考結果】※得票順

- ・No.1 「市島」 8票
- ・No.5 「いちじま」 2票

・No.3「山東」1票

⇒上記3校名から投票された結果、No.1「市島」が新小学校の校名候補に決定した。

(3) その他

12月5日(火)に三輪小学校区保護者説明会を実施したことについて委員より報告があった。3年生以下の保護者、こども園の保護者を対象に路線バスを活用した通学支援、アフタースクールについて説明があったことを報告された。

2 次回日程

令和6年1月22日(月) ライフピアいちじま 19時30分～

吉見・三輪統合小学校 校歌歌詞選考要領

(目的)

第1条 この要領は、「吉見・三輪統合小学校 校歌歌詞募集要項」により応募された校歌歌詞（以下「作品」という。）の中から、採用する作品を選考するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考基準)

第2条 選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童が理解しやすい歌詞であること。
- (2) 吉見・鴨庄・美和地域の自然、文化及び歴史などがイメージできる歌詞であること。
- (3) 児童に夢や未来への希望が伝わるような明るい印象の歌詞であること。
- (4) 児童の成長及び学校での教育に期待が込められている歌詞であること。
- (5) 「市島小学校」又は「市島」の文字を含む歌詞であること。

(選考委員)

第3条 選考委員は、次のとおりとする。

- (1) 地域部会員 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会に設置する吉見・鴨庄・三輪地域部会に所属する委員 13名
- (2) 有識者 丹波市立吉見小学校に所属する教員 2名
丹波市立三輪小学校に所属する教員 2名

(オブザーバーの参加)

第4条 選考を実施するにあたり、次に掲げる者をオブザーバーとして選考会に出席させることができる。ただし、オブザーバーは選考に参加せず、作品に関する講評のみを行うものとする。

- (1) 丹波市立市島中学校に所属する国語科教員
- (2) 丹波市立市島中学校に所属する音楽科教員

(選考の手順)

第5条 選考の手順は、次のとおりとする。

- (1) 第1次選考 地域部会員及び有識者で行い、応募作品の中から第2次選考で審査する作品について、10作品を上限として選考する。
- (2) 第2次選考 地域部会員及び有識者で行い、第1次選考で選ばれた作品の中から最終選考で審査する作品について、5作品を上限として選考する。
- (3) 最終選考 地域部会員及び有識者で行い、第2次選考で選ばれた作品の中から1作品を選考し、当該選考で選ばれた作品を吉見・三輪統合小学校の校歌歌詞案とする。

(定足数)

第6条 各選考は、対象となる選考委員の過半数以上の出席がなければ実施することができない。

(第1次選考)

第7条 各地域部会員及び有識者は、応募のあった作品の中から、選考基準に適する作品に対し、20作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位10作品を第2次選考の対象とする。

- 2 前項の投票の結果、同票により10作品を選出できない場合は、上位10作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計10作品になるように選考する。
- 3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が10作品に満たない場合は、地域部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。
- 4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(第2次選考)

第8条 各地域部会員及び有識者は、第1次選考作品の中から、選考基準に適する作品に対し、5作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位5作品を最終選考の対象とする。

- 2 前項の投票の結果、同票により5作品を選出できない場合は、上位5作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計5作品になるように選考する。
- 3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が5作品に満たない場合は、地域部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。
- 4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(最終選考)

第9条 各地域部会員及び有識者は、第2次選考作品の中から最も選考基準に適する1作品に投票し、投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品を吉見・三輪統合小学校の校歌歌詞案とする。

- 2 出席委員の過半数以上の票を獲得した作品がない場合は、得票数の上位2作品の中から最も選考基準に適する1作品に再投票し、得票数の多い作品を吉見・三輪統合小学校の校歌歌詞案とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、地域部会で協議して決定するものとする。

選考会のイメージ（委員が3人の場合）

委員A
応募作品の中から選考基準に適した作品を「20 作品」を上限に投票

委員B
応募作品の中から選考基準に適した作品を「20 作品」を上限に投票

委員C
応募作品の中から選考基準に適した作品を「20 作品」を上限に投票

【1次選考】
過半数以上の票を獲得した上位「10 作品」を選考

- 【10 作品以上になる場合】
 - ・上位 10 作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、得票数の多い順に 10 作品を選考
- 【10 作品に満たない場合】
 - ・部会内で協議し選考方法を検討

委員A
10 作品の中から選考基準に適した作品を「5 作品」を上限に投票

委員B
10 作品の中から選考基準に適した作品を「5 作品」を上限に投票

委員C
10 作品の中から選考基準に適した作品を「5 作品」を上限に投票

【2次選考】
過半数以上の票を獲得した上位「5 作品」を選考

- 【5 作品以上になる場合】
 - ・上位 5 作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、得票数の多い順に 5 作品を選考
- 【5 作品に満たない場合】
 - ・部会内で協議し選考方法を検討

委員A
5 作品の中から選考基準に適した作品を「1 作品」を上限に投票

委員B
5 作品の中から選考基準に適した作品を「1 作品」を上限に投票

委員C
5 作品の中から選考基準に適した作品を「1 作品」を上限に投票

【最終選考】
過半数以上の票を獲得した「1 作品」を選考

- 出席委員の過半数以上の票を獲得した作品がない場合は、得票数の上位 2 作品の中から最も選考基準に適する 1 作品に再投票し、得票数の多い作品を選考する。

吉見・三輪統合小学校 校章デザイン選考要領

(目的)

第1条 この要領は、「吉見・三輪統合小学校 校章デザイン募集要項」により応募された校章デザイン（以下「作品」という。）の中から、採用する作品を選考するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考基準)

第2条 選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童や地域の人たちにとって親しみやすい校章であること。
- (2) 児童の成長及び学校での教育に期待が込められている校章であること。
- (3) 学校のシンボルとして、様々な場面で活用しやすい校章であること。

(選考委員)

第3条 選考委員は、次のとおりとする。

- (1) 地域部会員 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会に設置する
吉見・鴨庄・三輪地域部会に所属する委員 13名
- (2) 有識者 丹波市立吉見小学校に所属する教員 2名
丹波市立三輪小学校に所属する教員 2名

(オブザーバーの参加)

第4条 選考を実施するにあたり、次に掲げる者をオブザーバーとして選考会に出席させることができる。ただし、オブザーバーは選考に参加せず、作品に関する講評のみを行うものとする。

- (1) 丹波市立市島中学校に所属する美術科教員

(選考の手順)

第5条 選考の手順は、次のとおりとする。

- (1) 第1次選考 地域部会員及び有識者で行い、応募作品の中から第2次選考で審査する作品について、10作品を上限として選考する。
- (2) 第2次選考 地域部会員及び有識者で行い、第1次選考で選ばれた作品の中から最終選考で審査する作品について、5作品を上限として選考する。
- (3) 最終選考 地域部会員及び有識者で行い、第2次選考で選ばれた作品の中から1作品を選考し、当該選考で選ばれた作品を吉見・三輪統合小学校の校章デザイン案とする。

(定足数)

第6条 各選考は、対象となる選考委員の過半数以上の出席がなければ実施することができない。

(第1次選考)

第7条 各地域部会員及び有識者は、応募のあった作品の中から、選考基準に適する作品に対し、20作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位10作品を第2次選考の対象とする。

- 2 前項の投票の結果、同票により10作品を選出できない場合は、上位10作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計10作品になるように選考する。
- 3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が10作品に満たない場合は、総務部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。
- 4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(第2次選考)

第8条 各地域部会員及び有識者は、第1次選考作品の中から、選考基準に適する作品に対し、5作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位5作品を最終選考の対象とする。

- 2 前項の投票の結果、同票により5作品を選出できない場合は、上位5作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計5作品になるように選考する。
- 3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が5作品に満たない場合は、部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。
- 4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(最終選考)

第9条 各地域部会員及び有識者は、第2次選考作品の中から最も選考基準に適する1作品に投票し、投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品を吉見・三輪統合小学校の校章デザイン案とする。

- 2 出席委員の過半数以上の票を獲得した作品がない場合は、得票数の上位2作品の中から最も選考基準に適する1作品に再投票し、得票数の多い作品を吉見・三輪統合小学校の校章デザイン案とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、地域部会で協議して決めるものとする。

三輪小学校統合に係るアフタースクール・通学支援に係る保護者説明会 質疑応答（通学支援）

区分	No.	意見・質問	回答
説明会 での ご 意 見 ・ ご 質 問	1	通学支援は路線バスだけなのか。専用スクールバスという考え方はないのか。	開校時には美和地区に路線バスが走る計画となっているため、路線バスでの通学支援を予定しております。専用スクールバスであったとしても、同じルート、同じバス停、同じ時間帯での運行となるため、重複する専用スクールバスでの通学支援は予定しておりません。
	2	バス停まで保護者は毎日付き添わなければならないのか。	現在の通学でも付き添うか付き添わないか又は当番制にするかしないかは保護者やPTAでご判断いただいておりますので同様となります。
	3	坂折は通学路が変わる。どこのバス停で乗車するのか。	バス停については、P3のバス停を予定しておりますが、お住いの住所によりどこのバス停で乗降されるのが良いかは今後の調整となります。
	4	バス停までどれくらいの距離になるか想像できない。	通学路を含め今後の調整となりますが、どの自治会の児童も、徒歩通学の距離は現在の通学よりも短くなります。
	5	戸坂バス停の出発時間はどのくらいか。	本運行時の具体的な出発時間は現時点で確定していませんが、学校に7時40分以降に到着することとなりますので戸坂バス停はおおよそ7時20分くらいになるのではないかと考えています。今後、社会実験の中で調整していきます。
	6	吉見校区の児童は乗車されないのか。	通学支援は三輪校区の児童のみとなります。
	7	小学生以外の高校生や一般の方の乗車はあるのか。	路線バスですので一般の方も乗車はできますが、一般の方はライフピアいちじまで乗車して医療センターに向かって走る便を利用されるほうが多いのではないかと考えています。
	8	バス停の安全面の確保はどのようにするのか。東勅使のバス停は非常に道が狭い。	一般のバス停としての位置や安全性は、警察立ち会いの現場確認のもと行っておりますが、児童が集合し乗降車する上で適しているかどうかについては、今後バス停の位置も含めて検討、調整し、必要に応じ安全対策を施してまいります。
	9	竹田・前山の時も路線バスの案が出ていたが結果的に専用スクールバスとなった。このことを踏まえると路線バスの案も想定なので専用スクールバスも可能性としてはあると考えている。大型バスだから路線バスなのか。専用スクールバスであればバスのサイズが小さくなり、自宅近くまで行けるのか教えてほしい。	専用スクールバスであったとしても中型バスとなるため、ルートが変わることはありません。また、竹田・前山の時は、需要がなければ路線バスを走らせることが難しく、結果的に専用スクールバスとなりましたが、今回は市内全体で路線バスの再編を行っており、この路線については一定の需要が見込まれることから、敷設する計画で進めております。竹田・前山の時とは状況異なりますのでご理解いただきたいと思います。
	10	子どものことを一番に考え、専用スクールバスが良いとは言いませんが、路線バスありきの議論ではなく、通学支援とし何が一番良いのか安全面等でも判断してほしい。	安全面は路線バス・専用スクールバスとも同じであると考えています。また、通学支援としての安全対策は、今後も必要に応じて対応してまいります。

三輪小学校統合に係るアフタースクール・通学支援に係る保護者説明会 質疑応答（通学支援）

区分	No.	意見・質問	回答
学校に提出のあったご意見・ご質問	11	路線バスの前例がないだけに不安しかありません。路線バスを使っただけの通学支援を考え直してください。路線バスの必要性はありますか。	市島地域には現在は路線バスが走っていないため、具体的なイメージを持ちづらく不安に思われるお気持ちはご理解いたしますが、通学における路線バス利用の事例は多く特別なことではありません。市内では大路小学校で一部路線バス通学をされており、近隣他市においては丹波篠山市や多可町等でも実施されています。実際に他市に赴き現地にて通学の様子や学校関係者と面談し、路線バスでも安全にご利用いただけることを確認しております。
	12	路線バスを用いることは地域支援の面からもメリットがあると思います。 (スクールバスを希望する方々の不安は通学時間帯のみ貸切運行にすれば大部分は解決するように思います)	これまでバス路線の空白地であった市島地域に路線バスが走ることは、地域に多様な移動手段をもたらし、公共交通の充実、地域振興につながるものと考えます。 登校時のバスは、戸坂バス停までは回送で向かい、戸坂を始発バス停として児童の乗車となります。美和地区～吉見小学校間は児童の通学を最優先とした運行形態としております。 通学時間帯のみ貸切運行にすることはできませんが、一般の方が医療センター（春日・氷上方面）行きとしてご利用される場合は、デマンドタクシー等でライフピアいちじまで行き、路線バスに乗り換えられる方が時間的にも運賃的にも効率的です。それでも一度の乗り換えで医療センター（氷上方面）まで行けるようになりますので、一般の方の利用と児童の利用は運行時間帯により極力重ならないように設定しています。
	13	通学支援は、路線バスでも専用スクールバスでも、バスに乗ることは変わらないのでどちらでもよいと思います。路線バス通学は子どもの自立を促し社会性を養う良い面があると思います。	公共交通機関は、社会で欠かせない移動手段であり、普段から地域の交通機関に触れることで、将来の公共交通利用時のマナー醸成や社会性を養う良い機会となると考えています。他市の小学生の路線バス通学事例では、上級生が下級生に座る席を教える、降車後に車内をさっと見回る等自主的に行動されました。
	14	7時20分に第1便が出発することが確定し、第2便に乗り換えることになった場合、地域を出発する時刻が、今と大きく変更になり自宅が出るのが今より30分以上遅くなるのが予想され、保護者が出勤前に地域で見守ることができなくなるので心配しています。	午前7時40分～8時の間に、美和地区の小学生全員が登校していただくことを前提としてバス運行時刻を組んでおります。各家庭によって出勤の状況は異なることから、朝の乗車時間が早い方がよいご家庭、遅い方がよいご家庭それぞれあるかと思いますが、個々のご事情を反映できない点があります。これは他校のバス通学をされている小中学校においても同様であることをご理解ください。
	15	長者台は、勅使ではなく酒梨の方が2車線の道を歩いていくことになるので安全かなと思います。	現時点では長者台の児童は、徒歩通学距離が短い勅使バス停での乗降車を想定しておりますが、徒歩通学時の安全面や運行時間等も含めて今後検討し、調整を行ってまいりたいと考えます。
	16	長者台は100世帯ほどあるので、アスコザパーク付近にバス停があれば利便性が高まるかな？と思います。	集落内に乗り入れる場合にはバスを安全に運行するために、十分な道路幅員とともに、停留所とは別にスムーズに車両が転回できる操車場所が必要となります。また午前7時40分～8時の間に美和地区の小学生全員が登校していただく必要性など、運行経路には一定の制約がありますのでご理解をお願いします。お住まいの地域によってはバス停まで距離がある場合もございますが、徒歩通学距離は現在の三輪小学校への通学距離と比較して大幅に少なくなる見込みです。その上で運行ルートは、運行時間や乗降車スペース等を十分考慮し設定し、社会実験を通して検証してまいります。

三輪小学校統合に係るアフタースクール・通学支援に係る保護者説明会 質疑応答（通学支援）

区分	No.	意見・質問	回答
学校に提出のあったご意見・ご質問	17	危なくない場所でバス停を設置していただけるとありがたいです。	バス停位置については、道路の幅員、交通事情、児童が乗降できるスペース等を確認の上、安全に配慮した場所に設置するようにいたします。また社会実験において、実際にバスを走行させることにより、本格運行までバス停位置の検証を行ってまいります。
	18	子どもの安全安心のために一般の方が乗られる路線バスは親として反対です。	美和地区～吉見小学校間は小学生の通学を最優先として経路、運行時間を設定しています。その上で、一般の方が乗車されるケースがないとは言えませんが、そのことが児童の安全安心を損なうことにつながるということは、路線バスをはじめとする公共交通そのものの安全性を否定することになります。本市や他市においても児童・生徒と一般の方の混乗での通学事例はあり、路線バスは安全な乗り物としてご利用いただけるものと考えております。
	19	スクールバスか路線バスではなく、路線バスが決定事項だったので戸惑った。スクールバスのような臨機応変な対応がしてもらえるか？	バス通学の場合、どのような形態であっても運行時間等、一定のルールのもとに運行されます。その上で、路線バスは通学経路運行後、回送となりますので、車内に忘れ物があった場合は連絡を入れる等、緊急時の対応については、学校と運行事業者において取り決めを行ってまいります。また学校行事等必要な場合は臨時便の運行も行います。
	20	ICカードNicoPaは保護者負担なしとの話があったのですが、通学以外でも利用可能なのでしょうか。	通学区間内であればご利用可能ですが、全額公費負担となりますので、その点を考慮した利用としてください。
	21	東勅使のバスの乗降場所について、例えばですが、乗る時は、東勅使信号機を渡った砂利のスペース。降りる時は、大東建託付近の歩道など、安全に行き来できる場所をお願いします。	東勅使バス停は、現行案では国道を横断する箇所となりますが、児童が安全に乗降できることが最優先となりますので、社会実験を通して安全面を検証して、通学時には最適なバス停留所をお示しできるようにいたします。なお、国道上では基本的にバスが完全に道路外に出る場合でなければ、バス停を設置することができません。
	22	バスの乗車券を1年生に管理させるのは心配です。紛失した場合の補償はあるのでしょうか？鴨庄のバスもICカードを使用しているのでしょうか？せめて1・2年生の間だけでも別の方法で乗れるようにしてほしいです。	他市の通学事例では、ほとんどの児童がランドセルのベルトや側面にカードホルダーを取り付けて、その中に定期券を入れて使用されています。もし定期券を紛失をされた場合は、所定の手続きにより再発行を行います。その場合は再発行手数料として520円のみご負担いただくこととなります。定期券は、バス乗降車時に読み取り機にかざすだけです。低学年の児童でも十分お使いいただけるものと考えます。
	23		
	24		
	25		
	26		
27			
28			
29			

三輪小学校統合に係るアフタースクール・通学支援に係る保護者説明会 質疑応答（アフタースクール）

区分	No.	意見・質問	回答
説明会での ご意見・ ご質問	1	同じ学年でも違うクラスになるのか。	それぞれの学年ごとにクラスを編成するのではなく、全体の人数でクラス編成されています。
	2	利用見込みの算出で一番低い登録割合（59%）を採用しているのはなぜか。	どのアフタースクールも低学年になるほど利用は高い傾向にあります。その中で現状にあった割合を採用し算出しています。
	3	改修しなくても今の美和の施設を利用すれば良いのではないか。	統合後の友達同士の関係性や小学校とアフタースクールとの連携の取りやすさ、アフタースクールへの移動等、安心安全を考えた上で1校1アフタースクールが最適と考えており、現在の吉見アフタースクールで実施することとしています。
	4	長期休業中の人数も見込んであるのか。	通常利用人数と長期休業中利用人数を勘案して利用人数を算出しています。
	5	クラス分けについて、同じ学年で分かれることはあるのか。指導員の配置はその場合どうなるのか。	クラス分けについては特段の決まりはありません。学年の区別なく利用児童全体で分けられる場合もありますし、低学年・高学年で分けられることも考えられます。実際の登録状況により考えていくことになります。また、登録人数に応じて市の配置基準に基づき指導員を配置することになります。指導員のクラス配置については、運営法人が状況を見て運営できるように配置することになります。
学校に 提出の あった ご意見・ ご質問	6	現在より狭い部屋で過ごすことになるのではと不安に思っていたが、児童一人当たりの設備基準があるとわかり少し安心しました。しかしながら、予定定員120名を超えた場合は、どうするのかも想定していただき実施説明会にはそのことも説明していただきたいです。	今後の登録人数も注視しながら設置基準に基づいた改修を行います。
	7	3クラスを学年ごとに分けないと説明でしたが、日常学校生活では学年ごとに過ごしているのですからアフターでも同じようにしていただきたいです。毎日利用児童数は増減するでしょうし、柔軟な対応をお願いします。	No.5と同じ
	8	加配指導員の配置ですが統合初年度だけでなく加配が必要な児童数やアフタースクール全体の様子を加味し次年度以降も検討をお願いします。	統合初年度については、環境も大きく変わり子どもたちへ及ぼす影響もあると考え、統合による加配指導員を配置します。次年度以降については、統合による加配はありませんが、児童の状況や必要性に応じ検討します。
	9	現在のアフタースクールの改修を言われていたのですがどこを改修されるのでしょうか？断熱など暑さ・寒さ・底冷えなどは大丈夫なのでしょうか？	現在の吉見アフタースクールを改修します。（調整中）改修にあたっては、児童の健全な育成に影響を及ぼさないように配慮する中で老朽化が進んでいる箇所を中心に改修を行います。
	10	元はこども園として建てられているのですが、それを小学生が使用するというので広さやトイレの数などは十分なのでしょうか？	面積や設備等、利用児や登録人数に見合った改修を行います。
	11	十分な広さになるようにお願いします。	No.6と同じ
	12	吉見アフタースクールとして、吉見・鴨庄・三輪地区が1つのアフタースクールに集まるのは人数が多すぎませんか？指導員の方がご年配の方が多く思われるのですが、大人数を小学校の先生のように統率してもらえないか不安です。1か所にまとめられるなら、3クラスではなく5クラスくらいの少人数クラスにしてほしいです。（12月5日の説明会は、子どもが体調不良のため参加できませんでした。内容が説明会と重複していることがあるかもしれません）	現状の各学年ごとに利用登録されている割合に応じ利用予定人数を算出しており、アフタースクールを1か所で行えるよう施設の改修を調整しています。市内のアフタースクールでは、1クラスの定員はおおむね40名としており、クラス数は全体の利用児童数により変わります。 指導員・クラス数はNo.5と同じ
	13		
	14		
	16		

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) <u>丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、三輪小学校</u>(以下「市島地域4小学校」という。)の統合に必要な事項の協議に関すること。</p> <p>(2) 市島地域4小学校の統合に必要な準備に関すること。</p> <p>(3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育に関し識見を有する者</p> <p>(2) 市島地域の各自治振興会を代表する者</p> <p>(3) 市島地域小学校の保護者を代表する者</p> <p>(4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者</p> <p>(5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者</p> <p>(6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。</p> <p>2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。</p> <p>3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 準備委員会の会議は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 全体会</p> <p>(2) 部会</p> <p>(全体会の構成)</p> <p>第7条 全体会は、第2条に掲げる所掌事項について協議するために、準備委員会の委員全員で構成する。</p> <p>(全体会の会議)</p>	<p>丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。</p> <p>(1) <u>丹波市立吉見小学校、三輪小学校</u>(以下「市島地域2小学校」という。)の統合に必要な事項の協議に関すること。</p> <p>(2) 市島地域2小学校の統合に必要な準備に関すること。</p> <p>(3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育に関し識見を有する者</p> <p>(2) 市島地域の各自治振興会を代表する者</p> <p>(3) 市島地域小学校の保護者を代表する者</p> <p>(4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者</p> <p>(5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者</p> <p>(6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。</p> <p>2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。</p> <p>3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 準備委員会の会議は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 全体会</p> <p>(2) 部会</p> <p>(全体会の構成)</p> <p>第7条 全体会は、第2条に掲げる所掌事項について協議するために、準備委員会の委員全員で構成する。</p> <p>(全体会の会議)</p>

第8条 全体会は、委員長が招集し、議長となる。

2 全体会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 全体会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会の構成)

第9条 部会は、第2条に掲げる所掌事項に関し、個別具体的に調査及び検討を行うために、準備委員会の委員で構成する。

2 部会の内容及び構成については、全体会で協議の上、決定する。

(部会長及び副部会長)

第10条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第11条 部会の会議は、第8条の規定を準用する。

2 部会で決定した議事は、原則として全体会での承認を要しない。ただし、部会において全体会で協議をすることが適当とされた事項については、全体会の議事とするものとする。

3 前項の場合において、部会長は、全体会の議事とすべき事項が生じた場合は、速やかに委員長に報告するものとする。

(識見を有する者の出席)

第12条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第8条 全体会は、委員長が招集し、議長となる。

2 全体会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 全体会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会の構成)

第9条 部会は、第2条に掲げる所掌事項に関し、個別具体的に調査及び検討を行うために、準備委員会の委員で構成する。

2 部会の内容及び構成については、全体会で協議の上、決定する。

(部会長及び副部会長)

第10条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第11条 部会の会議は、第8条の規定を準用する。

2 部会で決定した議事は、原則として全体会での承認を要しない。ただし、部会において全体会で協議をすることが適当とされた事項については、全体会の議事とするものとする。

3 前項の場合において、部会長は、全体会の議事とすべき事項が生じた場合は、速やかに委員長に報告するものとする。

(識見を有する者の出席)

第12条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

吉見・三輪統合小学校校歌歌詞・校章デザイン募集資料

- 校歌歌詞
 - ・チラシ
 - ・募集要項
 - ・応募用紙

- 校章デザイン
 - ・チラシ
 - ・募集要項
 - ・応募用紙

- ・募集期間
令和6年1月9日（火）～3月29日（金） ※必着

- ・応募作品の提出方法
①直接提出、②郵送、③応募フォーム（LoGo フォーム）

吉見・三輪統合小学校 校歌歌詞募集要項

令和5年4月1日に丹波市立吉見小学校と丹波市立鴨庄小学校が統合し、丹波市立吉見小学校が開校しました（校名は、「吉見小学校」）。今回、令和8年4月1日に、丹波市立吉見小学校と丹波市立三輪小学校の2校が統合し、新たな市立小学校が開校する予定です。

新小学校の開校にあたり、未来に輝く、魅力あふれる新小学校にふさわしい校歌を作りたいとの願いから、「校歌の歌詞」を下記の通り募集します。

1 応募資格

どなたでも応募できます。ただし、個人での応募のみとします。

2 募集内容

吉見・三輪統合小学校校歌の「歌詞」

※新小学校名は「丹波市立市島小学校」となる予定です。

3 応募作品に盛り込んでほしい点

- (1) 外国語などを多用せず、児童が理解しやすい歌詞
- (2) 吉見・鴨庄・美和地域の自然、文化及び歴史などがイメージできる歌詞
- (3) 児童に夢や未来への希望が伝わるような明るい印象の歌詞
- (4) 児童の成長及び学校での教育に期待が込められている歌詞
- (5) 「市島小学校」又は「市島」の文字を含む歌詞

4 賞金

入選作品（1作品）10万円

5 応募要領

- (1) 応募作品は、未発表かつ自作（他の著作権に触れない）歌詞に限ります。
- (2) 原則として指定の応募用紙を使用し、直接提出、郵送またはLoGoフォームで応募してください。

※応募用紙は、丹波市教育委員会、丹波市役所・各支所、吉見小学校、三輪小学校、竹田小学校、前山小学校、市島中学校に備え付けています。また、丹波市ホームページ (<https://www.city.tamba.lg.jp/>) からでもダウンロードできます。

- (3) 応募用紙がない人は、A4判白紙の上部に「校歌の歌詞」、その下に「自由記述欄（歌詞に込められた想いなど）」、「住所・氏名・生年月日・職業・電話番号」を記入のうえ提出してください。
- (4) 郵送の場合、封筒の表面に「吉見・三輪統合小学校の校歌歌詞応募」と明

記してください。

(5)応募に係る経費は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。

(6)応募点数はお一人につき1作品に限ります。

(7)応募作品の提出方法は次のとおりとします。

① 直接提出 丹波市教育委員会教育部教育総務課学校統合準備係

② 郵 送 〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川 1110 番地
丹波市教育委員会教育部教育総務課学校統合準備係

③ LoGo フォーム <https://logoform.jp/form/bwxv/456563>



LoGo フォーム

6 募集期間

令和6年1月9日（火）～3月29日（金）※必着

7 発 表

令和6年7月頃

8 選考方法、その他

(1)丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会において入選作品1点を選考し、丹波市教育委員会で決定します。

(2)吉見・三輪統合小学校校歌の曲は、別方法により選定いたします。

(3)入選作品の応募者には直接ご連絡するとともに丹波市広報紙等に掲載します。

(4)校歌の応募及び制定によって発生する著作権等一切の権利は丹波市教育委員会に帰属するものとします。

(5)住所・氏名・電話番号などの個人情報とは今回の募集目的以外には使用しません。

(6)応募作品の著作権などについて、第三者から異議申立、苦情などがあつた場合は、費用負担などを含め、応募者の責任で対応するものとします。

(7)入選作品の一部を丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会又は丹波市教育委員会において修正することがあります。（修正する場合は、応募者と事前協議いたします）

(8)吉見小学校、三輪小学校、旧鴨庄小学校の校歌は別添のとおりです。

9 問い合わせ先

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会事務局

（丹波市教育委員会教育部教育総務課内）

〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川 1110 番地

TEL 0795-70-0810（直通） FAX 0795-70-0814



応募用紙はここからダウンロードできます

吉見小学校

校歌

作詞 余田 正
作曲 海老 京一

一、世界につづく 青い空
丹波小富士と むかい合い
のぞみは高く 清らかに
のびるは 吉見 吉見小学校
われらはみんな 元気な子

二、こだまはずむ えびす山
ひかりの束の 風にのり
たのしい日々を 春秋を
そだつは 吉見 吉見小学校
われらはみんな 元気な子

三、みのりは豊か この大地
とぎれぬ流れ 由良の川
こころのまこと くみ合うて
すすむは 吉見 吉見小学校
われらはみんな 元気な子

三輪小学校

校歌

作詞 植木 いはを
作曲 橋本 喬雄

一、みどりすがしい 五大山
はるかに仰ぐ この窓に
希望の泉 くみあげて
楽しく今日も 学びゆく
ほくは わたしは 三輪小学校の
明るく強い よい子です

二、流れゆたかな 美和川の
せせらぎ真澄む この庭に
仲良くとともに 手をくんで
ほがらに明日へ 伸びてゆく
ほくは わたしは 三輪小学校の
明るく強い よい子です

旧鴨庄小学校

校歌

作詞 植木 孝之助
作曲 川口 市五郎

一、史にもしるき この郷の
教えの庭に 風かおり
芽ぐむ若木の すくよかに
伸びゆく力 たゆみなく
もとむる道の はるかなる
おお鴨ノ庄 わが母校

二、大空高く 妙高の
ゆるがぬ姿 青雲をよび
明燈の峰 霧晴れて
明るき窓に 清新の
調べもたかき 夢むすぶ
おお鴨ノ庄 わが母校

三、ゆかりも深き 神池の
つきぬ情を 身にしめて
学びの園に 友がきと
むつび励みて うるわしき
実をば結ばん ほまれある
おお鴨ノ庄 わが母校

吉見・三輪統合小学校「校歌歌詞」応募用紙（記入例）

受付番号：_____

1 校歌の歌詞（2番又は3番まで記載し、漢字にはふりがなを付けてください。）

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	一、 二、 こ だ ま は は ず む	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	一、 世 界 に つ づ く	せ か い	（記入例として吉見小校歌を抜粋）
○ ○ ○ ○ ○ ○	え び す 山	○ ○ ○ ○ ○ ○	青 い 空	あ お そ ら	

※漢字にはふりがなを必ずつけてください！
※歌詞の区切りが分かるように記載してください！

2 自由記述欄（歌詞に込められた思いなどをご記入ください）

児童に夢を大きく持ってほしいという思いを込めました。
吉見地域、鴨庄地域、美和地域のそれぞれの歴史や文化が伝わるような歌詞にしまし
た。

3 応募者

ふりがな	たんば たろう	
氏名	丹波 太郎	
住所	〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川 1110 番地	生 年 月 日
		平成元年 1 月 1 日
電話	0795-70-0810	職業（学生の場合は学校名） 会社員

吉見・三輪統合小学校「校歌歌詞」応募用紙

受付番号： _____

- 1 校歌の歌詞（2番又は3番まで記載し、漢字にはふりがなを付けてください。）

--

- 2 自由記述欄（歌詞に込められた思いなどをご記入ください）

--

- 3 応募者

ふりがな		
氏名		
住所	〒	生年月日
		職業（学生の場合は学校名）
電話		

新しく開校する小学校の
未来に輝く 魅力あふれる



校歌歌詞を 大募集!



- 1 募集内容：令和8年4月に開校する
吉見・三輪統合小学校校歌の歌詞
- 2 賞 金：入選作品（1作品） **10** 万円
- 3 募集期間：令和6年1月9日(火)～3月29日(金)
※必着
- 4 応募作品に盛り込んでほしいこと

- (1) 外国語などを多用せず、児童が理解しやすい歌詞
- (2) 吉見・鴨庄・美和地域の自然、文化及び歴史などがイメージできる歌詞
- (3) 児童に夢や未来への希望が伝わるような明るい印象の歌詞
- (4) 児童の成長及び学校での教育に期待が込められている歌詞
- (5) 「市島小学校」又は「市島」の文字を含む歌詞



- ※どなたでも応募可能です（※ただし個人の方）
- ※応募点数はお一人につき1作品まで
- ※詳しくは募集要項をご覧ください。



【提出先・問い合わせ先】

兵庫県丹波市教育委員会 教育部 教育総務課 学校統合準備係

〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川 1110 番地

TEL：0795-70-0810 FAX：0795-70-0814

吉見・三輪統合小学校学校校歌歌詞募集要項（抜粋）

【目的】

令和5年4月1日に丹波市立吉見小学校と丹波市立鴨庄小学校が統合し、丹波市立吉見小学校が開校しました（校名は、「吉見小学校」）。今回、令和8年4月1日に、丹波市立吉見小学校と丹波市立三輪小学校の2校が統合し、新たな市立小学校が開校する予定です。

新小学校の開校にあたり、未来に輝く、魅力あふれる新小学校にふさわしい校歌を作りたいとの願いから、「校歌の歌詞」を下記の通り募集します。

1 応募資格

どなたでも応募できます。ただし、個人での応募のみとします

2 募集内容

吉見・三輪統合小学校校歌の「歌詞」

※新小学校名は「丹波市立市島小学校」となる予定です。

3 応募作品に盛り込んでほしい点

- (1) 外国語などを多用せず、児童が理解しやすい歌詞
- (2) 吉見・鴨庄・美和地域の自然、文化及び歴史などがイメージできる歌詞
- (3) 児童に夢や未来への希望が伝わるような明るい印象の歌詞
- (4) 児童の成長及び学校での教育に期待が込められている歌詞
- (5) 「市島小学校」又は「市島」の文字を含む歌詞

4 賞金

入選作品（1作品）10万円

5 応募要領

- (1) 応募作品は、未発表かつ自作（他の著作権に触れない）歌詞に限ります。
- (2) 原則として指定の応募用紙を使用し、直接提出、郵送またはLoGoフォームで応募してください。
※応募用紙は、丹波市教育委員会、丹波市役所・各支所、吉見小学校、三輪小学校、竹田小学校、前山小学校、市島中学校に備え付けています。
また、丹波市ホームページ（<https://www.city.tamba.lg.jp/>）からでもダウンロードできます。
- (3) 応募用紙がない人は、A4判白紙の上部に「校歌の歌詞」、その下に「自由記述欄（歌詞に込められた想いなど）」、「住所・氏名・生年月日・職業・電話番号」を記入のうえ提出してください。
- (4) 郵送の場合、封筒の表面に「吉見・三輪統合小学校の校歌歌詞応募」と明記してください。
- (5) 応募に係る経費は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- (6) 応募点数はお一人につき1作品に限ります。

(7) 応募作品の提出方法は次のとおりとします。

- ①直接提出 丹波市教育委員会教育部教育総務課学校統合準備係
- ②郵送 〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川1110番地
丹波市教育委員会教育部教育総務課学校統合準備係
- ③LoGoフォーム <https://logoform.jp/form/bwxv/456563>



6 募集期間

令和6年1月9日（火）～3月29日（金）※必着

7 発表

令和6年7月頃

8 選考方法、その他

- (1) 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会において入選作品1点を選考し、丹波市教育委員会で決定します。
- (2) 吉見・三輪統合小学校校歌の曲は、別方法により選定いたします。
- (3) 入選作品の応募者には直接ご連絡するとともに丹波市広報紙等に掲載します。
- (4) 校歌の応募及び制定によって発生する著作権等一切の権利は丹波市教育委員会に帰属するものとします。
- (5) 住所・氏名・電話番号などの個人情報とは今回の募集目的以外には使用しません。
- (6) 応募作品の著作権などについて、第三者から異議申立、苦情などがあつた場合は、費用負担などを含め、応募者の責任で対応するものとします。
- (7) 入選作品の一部を丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会又は丹波市教育委員会において修正することがあります。（修正する場合は、応募者と事前協議いたします）
- (8) 吉見小学校、三輪小学校、旧鴨庄小学校の校歌は丹波市HPに掲載しています。

9 問い合わせ先

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会事務局

（丹波市教育委員会教育部教育総務課内）

〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川1110番地

TEL 0795-70-0810（直通） FAX 0795-70-0814



応募用紙はここからダウンロードできます

吉見・三輪統合小学校 校章デザイン募集要項

令和5年4月1日に丹波市立吉見小学校と丹波市立鴨庄小学校が統合し、丹波市立吉見小学校が開校しました（校名は、「吉見小学校」）。今回、令和8年4月1日に、丹波市立吉見小学校と丹波市立三輪小学校の2校が統合し、新たな市立小学校が開校する予定です。

新小学校の開校にあたり、未来に輝く、魅力あふれる新小学校にふさわしい校章を作成し、学校のシンボルにしたいとの願いから、「校章デザイン」を下記の通り募集します。

1 応募資格

どなたでも応募できます。ただし、個人での応募のみとします。

2 募集内容

吉見・三輪統合小学校の「校章デザイン」

※新小学校名は「丹波市立市島小学校」となる予定です。

3 応募作品に盛り込んでほしい点

- (1) 児童や地域の人たちにとって親しみやすい校章
- (2) 児童の成長及び学校での教育に期待が込められている校章
- (3) 学校のシンボルとして、様々な場面で活用しやすい校章

4 賞金

入選作品（1作品）10万円

5 応募要領

- (1) 応募作品は、未発表かつ自作（他の著作権に触れない）デザインに限ります。原則として指定の応募用紙を使用し、直接提出、郵送または LoGo フォームで応募してください。

※応募用紙は、丹波市教育委員会、丹波市役所・各支所、吉見小学校、三輪小学校、竹田小学校、前山小学校、市島中学校に備え付けています。また、丹波市ホームページ（<https://www.city.tamba.lg.jp/>）からでもダウンロードできます。

- (2) 応募用紙がない方は、A4判白紙の上部に「校章のデザイン」、その下に「デザインの趣旨(100字程度)」、「自由記述欄(校章に寄せた思いなど)」、最下部に「住所・氏名・生年月日・職業・電話番号」を記入してください。
- (3) 単色での応募とします。ただし、統合準備委員会又は教育委員会で色の変更を行う可能性があります。なお、グラデーション（ボカシ・濃淡）は不可

とします。

(4) 郵送の場合、封筒の表面には「吉見・三輪統合小学校校章デザイン応募」と明記してください。

(5) 応募に係る経費は応募者の負担とし、応募作品は返却いたしません。

(6) 応募点数に制限はありませんが、応募用紙1枚につき1作品とします。

(7) 応募作品の提出方法は次のとおりとします。

①直接提出 丹波市教育委員会教育部教育総務課学校統合準備係

②郵送 〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川 1110 番地

丹波市教育委員会教育部教育総務課学校統合準備係

③LoGo フォーム <https://logoform.jp/form/bwxv/456675>



LoGo フォーム

6 募集期間

令和6年1月9日（火）～3月29日（金）※必着

7 発表

令和6年7月頃

8 選考方法、その他

(1) 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会において入選作品1点を選考し、丹波市教育委員会で決定します。

(2) 入選作品の応募者には直接ご連絡するとともに丹波市広報紙等に掲載します。

(3) 校章の応募及び制定によって発生する著作権等一切の権利は丹波市教育委員会に帰属するものとします。

(4) 住所・氏名・電話番号などの個人情報とは今回の募集目的以外には使用しません。

(5) 応募作品の著作権などについて、第三者から異議申立、苦情などがあつた場合は、費用負担などを含め、応募者の責任で対応するものとします。

(6) 入選作品の一部を丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会又は丹波市教育委員会において修正することがあります（修正する場合は、応募者と事前協議いたします）。

(7) 吉見小学校、三輪小学校、旧鴨庄小学校の校章は別添のとおりです。

9 問い合わせ先

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会事務局

(丹波市教育委員会教育部教育総務課内)

〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川 1110 番地

TEL 0795-70-0810（直通） FAX 0795-70-0814



応募用紙はここからダウンロードできます

吉見小学校・三輪小学校・旧鴨庄小学校の校章デザイン

小学校	校章
吉見小学校	 The logo of Yoshimi Elementary School is a circular emblem. It features a central stylized character, possibly '吉' (Yoshi), which is divided into three sections by a vertical line and a diagonal line. This central element is surrounded by two concentric circles, with the outer circle having small protrusions at the top and bottom.
三輪小学校	 The logo of Sanrin Elementary School consists of three interlocking rings arranged in a triangular pattern. Each ring overlaps with the other two, creating a central void.
旧鴨庄小学校	 The logo of Old Kamazuma Elementary School is a circular emblem. It features two stylized birds, possibly ducks, facing each other with their heads touching. In the center, between the birds, is a small circle containing the character '小' (Ko). The entire design is enclosed within a double-lined circular border.

吉見・三輪統合小学校 校章デザイン応募用紙 (記入例)

受付番号： _____

1 校章のデザイン

上

下

2 デザインの趣旨 (100字程度)

児童がのびのびと未来に羽ばたく様子をイメージしました。

吉見小学校、鴨庄小学校、三輪小学校のそれぞれの想いが表現できるような校章デザインにしました。

3 自由記述欄 (校章によせる想いなどをご記入ください)

(自由に記述ください。)

4 応募者

ふりがな	たんば たろう	
氏名	丹波 太郎	
住所	〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川 1110 番地	生年月日
		平成元年1月1日
電話	0795-70-0810	職業 (学生の場合は学校名)
		会社員

吉見・三輪統合小学校 校章デザイン応募用紙

受付番号： _____

1 校章のデザイン

上

下

2 デザインの趣旨（100字程度）

3 自由記述欄（校章によせる思いなどをご記入ください）

4 応募者

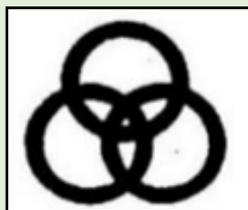
ふりがな		
氏名		
住所	〒	生年月日
		職業（学生の場合は学校名）
電話		

新しく開校する小学校の
未来に輝く 魅力あふれる

校章デザインを 大募集!



吉見小学校



三輪小学校



旧鴨庄小学校

令和5年4月に吉見小学校と鴨庄小学校が統合しました(校名は吉見小学校)。

令和8年4月に吉見小学校と三輪小学校が統合します。3つの小学校の想いがあるんだ

1 募集内容：令和8年4月に開校する
吉見・三輪統合小学校校章デザイン

2 賞金：入選作品（1作品） **10** 万円

3 募集期間：令和6年1月9日(火)～3月29日(金)
※必着

4 応募作品に盛り込んでほしいこと

- (1) 児童や地域の人たちにとって親しみやすい校章
- (2) 児童の成長及び学校での教育に期待が込められている校章
- (3) 学校のシンボルとして、様々な場面で活用しやすい校章

※どなたでも応募可能です（※ただし個人の方）

※応募点数に制限はありませんが、応募用紙1枚につき1作品とします。

※詳しくは募集要項をご覧ください。

【提出先・問い合わせ先】

兵庫県丹波市教育委員会 教育部 教育総務課 学校統合準備係

〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川 1110 番地

TEL : 0795-70-0810 FAX : 0795-70-0814



吉見・三輪統合小学校学校校章デザイン募集要項（抜粋）

【目的】

令和5年4月1日に丹波市立吉見小学校と丹波市立鴨庄小学校が統合し、丹波市立吉見小学校が開校しました（校名は、「吉見小学校」）。今回、令和8年4月1日に、丹波市立吉見小学校と丹波市立三輪小学校の2校が統合し、新たな市立小学校が開校する予定です。

新小学校の開校にあたり、未来に輝く、魅力あふれる新小学校にふさわしい校章を作成し、学校のシンボルにしたいとの願いから、「校章デザイン」を下記の通り募集します。

1 応募資格

どなたでも応募できます。ただし、個人での応募のみとします

2 募集内容

吉見・三輪統合小学校校歌の「校章デザイン」

※新小学校名は「丹波市立市島小学校」となる予定です。

3 応募作品に盛り込んでほしい点

- (1) 児童や地域の人たちにとって親しみやすい校章
- (2) 児童の成長及び学校での教育に期待が込められている校章
- (3) 学校のシンボルとして、様々な場面で活用しやすい校章

4 賞金

入選作品（1作品）10万円

5 応募要領

(1) 応募作品は、未発表かつ自作（他の著作権に触れない）デザインに限ります。原則として指定の応募用紙を使用し、直接提出、郵送またはLoGoフォームで応募してください。

※応募用紙は、丹波市教育委員会、丹波市役所・各支所、吉見小学校、三輪小学校、竹田小学校、前山小学校、市島中学校に備え付けています。

また、丹波市ホームページ (<https://www.city.tamba.lg.jp/>) からでもダウンロードできます。

(2) 応募用紙がない方は、A4判白紙の上部に「校章のデザイン」、その下に「デザインの趣旨（100字程度）」、「自由記述欄（校章に寄せた思いなど）」、最下部に「住所・氏名・生年月日・職業・電話番号」を記入してください。

(3) 単色での応募とします。ただし、統合準備委員会又は教育委員会で色の変更を行う可能性があります。なお、グラデーション（ボカシ・濃淡）は不可とします。

(4) 郵送の場合、封筒の表面には「吉見・三輪統合小学校校章デザイン応募」

と明記してください。

(5) 応募に係る経費は応募者の負担とし、応募作品は返却いたしません。

(6) 応募点数に制限はありませんが、応募用紙1枚につき1作品とします。

(7) 応募作品の提出方法は次のとおりとします。

①直接提出 丹波市教育委員会教育部教育総務課学校統合準備係

②郵送 〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川1110番地

丹波市教育委員会教育部教育総務課学校統合準備係

③LoGo フォーム <https://logoform.jp/form/bwxv/456675>



6 募集期間

令和6年1月9日（火）～3月29日（金）※必着

7 発表

令和6年7月頃

8 選考方法、その他

(1) 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会において入選作品1点を選考し、丹波市教育委員会で決定します。

(2) 入選作品の応募者には直接ご連絡するとともに丹波市広報紙等に掲載します。

(3) 校章の応募及び制定によって発生する著作権等一切の権利は丹波市教育委員会に帰属するものとします。

(4) 住所・氏名・電話番号などの個人情報は今回の募集目的以外には使用しません。

(5) 応募作品の著作権などについて、第三者から異議申立、苦情などがあつた場合は、費用負担などを含め、応募者の責任で対応するものとします。

(6) 入選作品の一部を丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会又は丹波市教育委員会において修正することがあります（修正する場合は、応募者と事前協議いたします）。

(7) 吉見小学校、三輪小学校、旧鴨庄小学校の校章は丹波市HPに掲載しています。

9 問い合わせ先

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会事務局

（丹波市教育委員会教育部教育総務課内）

〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川1110番地

TEL 0795-70-0810（直通） FAX 0795-70-0814



応募用紙はここからダウンロードできます

吉見小・三輪小の統合後におけるアフタースクールに係る方針(案)

健康福祉部 子育て支援課

□ 丹波市内のアフタースクールの状況

- ・ 丹波市の全ての小学校区において、1小学校区につき1アフタースクールを設置し、学校周辺の施設で実施している。

※これまでの状況 (H26以降)

- (青垣地域) 青垣小学校への統合前から4小学校区で1アフタースクールを設置していたが、平成29年4月に4小学校の統合が決定していたことから現状のとおりとした。
- (春日地域) 5小学校区で2アフタースクールを設置していたが、平成27年度から各小学校区にアフタースクールを設置した。
- (市島地域) 各小学校区に1アフタースクールを設置しており、統合後の小学校区においても1アフタースクールを設置している。(吉見小・鴨庄小統合→吉見アフタースクール、竹田小・前山小統合→竹山アフタースクール)

□ アフタースクールの設置

- ・ 吉見小、三輪小の統合後におけるアフタースクールは校区内に1か所設置する。

□ アフタースクールの実施場所

- ・ 吉見小、三輪小の統合後におけるアフタースクールの実施場所は、子ども達同士の関係性、小学校とアフタースクールの連携や情報共有、安心安全なアフタースクール運営を第一に考え、学校に隣接している吉見アフタースクールで実施する。

□ 令和5年度の児童数とアフタースクール利用登録者の割合 ※太枠囲みは令和8年度の在校児童

《児童数》

R5.3.31住民基本台帳データより

学校名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計 (小1~小6)
吉見小学校	13	20	22	25	23	25	27	15	25	30	27	26	150
三輪小学校	7	7	13	8	12	11	18	12	12	25	11	12	90
計(吉見・三輪)	20	27	35	33	35	36	45	27	37	55	38	38	240

《アフタースクール登録児童数》

- ・ クラス(支援単位)の児童数は、おおむね40人以下としている。
- ・ クラス(支援単位)の数は、通常利用人数に長期休業中利用人数の1/2を加えた人数により決定している。
- ・ 指導員の数は、クラスごとに2人以上とし、おおむね30人を超える場合は1人を加えて配置している。

R5.5.1

アフタースクール名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計 (小1~小6)	指導員数	クラス数 (支援単位)
吉見アフタースクール (登録割合)							16	10	15	11	12	7	71	6	2
							0.59	0.67	0.60	0.37	0.44	0.27	0.47		
美和アフタースクール (登録割合)							14	10	10	13	4	3	54	4	2
							0.78	0.83	0.83	0.52	0.36	0.25	0.60		
計(吉見・美和)	0	0	0	0	0	0	30	20	25	24	16	10	125		



□ 令和8年度のアフタースクール利用登録予定者見込み

⇒⇒ 3歳児から小学3年生までが学校に在籍する年度(児童数×学年登録割合で算出 例:吉見小1年25人×小1登録割合0.59≒15人)

アフタースクール名				小1	小2	小3	小4	小5	小6				合計	指導員数	クラス数 (支援単位)
吉見アフタースクール				15	15	15	10	7	7				69	9	3
美和アフタースクール				6	10	9	9	4	3				41		
計(吉見・美和)				21	25	24	19	11	10				110		

- ・ 利用登録予定者の見込みが110人であるため、3クラス(37人・37人・36人)となる。
- ・ 児童1人につき1.65㎡以上(設備基準)を確保するため、現保育室を改修する必要がある。
- ・ 現在の定員(80人)を変更する必要がある。(予定定員120人)
- ・ 指導員は各クラス3人を配置し、合計9人となる。(市の指導員配置基準)※統合初年度は加配指導員を配置する。

□ 今後のスケジュール

令和5年	アフタースクール実施場所を決定
令和7年	施設の改修工事
令和7年9月	条例改正
令和8年4月	吉見小、三輪小統合

吉見小学校・三輪小学校統合に係る通学支援について

1 通学対象者

現三輪小学校区児童（令和8年統合時73名予定）

2 通学方法

路線バス通学

- ・各地域、所定バス停まで徒歩移動、バス停から乗車
- ・大型バス運行

3 バス運行ルート

別紙想定ルート図のとおり

※野瀬発～黒井駅行きのバス車両が、回送で三輪校区まで来る。

地区内バス停を回り吉見小学校まで運行する。（往復輸送）

※バス停位置等は、令和6年度の運行社会実験により検証する。

4 運行時間

（登校時）7時40分～8時の間に小学校へ登校できるよう
三輪校区間を往復運行する。

（下校時）14時53分、15時43分に小学校から下校できるよう
三輪校区間を往復運行する。

※午前中授業や学校行事等については、臨時便や公用バスによる運行等
対応する。

5 運行事業者

株式会社ウイング神姫（丹波市内バス路線運行事業者）

6 バス運賃

乗降車時にICカード乗車券「NicoPa」を使用

通学定期券購入補助により、対象児童に配布予定（保護者負担なし）

美和地区児童 路線バス通学想定ルート



※バス停位置は現時点の想定であり、社会実験を通して変更になる可能性があります。

R 8～ 美和地区児童人数

R 8～ バス乗車想定人数

R05.3.31現在年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	想定乗車 バス停	R8年度		R9年度		R10年度		R11年度	
R08.4.1現在学年	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6		バス停別	便別	バス停別	便別	バス停別	便別	バス停別	便別
戸坂	1	0	0	1	1	0	1	0	0	戸坂バス停	3	39	3	41	3	35	3	32
白毫寺	0	0	0	0	0	1	0	0	1	戸坂or与戸バス停	2		1		1		1	
与戸	3	2	3	3	2	2	3	0	4	与戸or西安バス停	14		13		15		15	
乙河内	0	1	0	1	1	1	1	1	1	乙河内バス停	6		5		5		4	
酒梨	0	0	0	0	1	0	1	0	0	酒梨or郵便局バス停	2		2		2		1	
城ヶ花	1	1	4	0	0	2	2	0	0	酒梨バス停	4		8		9		8	
東勅使	0	1	2	0	2	2	1	2	1	東勅使バス停	8	9	8	7	26			
勅使	2	0	0	1	0	1	3	5	2	勅使バス停	12	34	33	5		4		
長者台	0	2	4	2	5	2	6	4	3	勅使バス停	22			23		21	15	
計	7	7	13	8	12	11	18	12	12	計	73	74	69	58				

※児童数・乗車人数は現時点の想定人数であり、変動する可能性があります。

座席数(大人)	33	大型(Nタイプ)を改造することを想定
最大着席数	51	上記において子ども換算(2名掛けに3人)
最大定員(立席含む)	76	大型(Nタイプ)を改造することを想定